

## 新　聞　発　表

平成 13 年 9 月 4 日

財　務　省

経済産業省

農林水産省

### ねぎ、生しいたけ及び畳表に関するセーフガード調査 において表明された意見及び再意見について

標記の件に関し、緊急関税等に関する政令第 6 条第 1 項及び貨物の輸入の増加に際しての緊急の措置等に関する規程第 14 条第 1 項の規定に基づき、利害関係者からの意見表明を求めたところ、平成 13 年 4 月 27 日までにのべ 3,227 件の意見が表明され、加えて、提出された意見に対する意見を受け付けたところ、8 月 5 日までにのべ 6,520 件の再意見が表明された。(概要は別紙 2 のとおり)

## 別紙 1

## 意 見

## 再 意 見

ねぎ

提出者	件数
生産者(含団体)	1,124
販売者(A コープ、JA 等)	111
消費者(含団体)	5
その他	9
合計	1,249

生じいたけ

生産者(含団体)	252
輸出業者(含団体)	1
販売者(A コープ、JA 等)	110
消費者(含団体)	5
その他	11
合計	379

畳表

生産者(含団体)	1,476
輸入業者(含団体)	4
販売者(A コープ、JA 等)	5
その他	114
合計	1,599

提出者	件数
消費者(含団体)	2
合計	2

生産者(含団体)	7
消費者(含団体)	119
合計	126

生産者(含団体)	4,254
輸入業者(含団体)	63
輸出業者(含団体)	37
販売者等	2,036
消費者(含団体)	2
合計	6,392

## 本件に関する問合せ先

- ・財務省関税局関税課企画1係  
電話) 03-3581-8012
- ・経済産業省貿易経済協力局貿易管理部特殊関税等調査チーム  
電話) 03-3501-3462
- ・農林水産省総合食料局国際部国際調整課貿易企画班  
電話) 03-3502-8618

# ○意見及び再意見の概要

(別紙2)

## (1)ねぎ

### 1 生産者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> ねぎの輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会	1 1
<b>セーフガードを発動すべき</b> ねぎの輸入増大による国産ねぎの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続ければ、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産野菜を生産することは不可能。	農業協同組合(地域) 生産者個人	133 987
<b>セーフガードを発動すべき</b> 農業経営安定のため、水稻単作経営から野菜へと複合経営への転換を推進してきたところ、輸入急増による国産ねぎ価格の暴落のため農業経営は限界。	農業協同組合(地域)	1
<b>セーフガードを発動すべき</b> 生産農家の高齢化、人手不足に伴い、期間集中型作物(軟弱野菜等)から年一作の作型作物であるねぎ栽培に変わった農家が増加している。年一作のねぎ栽培では面積の増加により、経営を維持する必要有り。そのため、高齢者でも手間のかからない植付機等を導入し、経費が増加している状況。	生産者個人	1

### 2 販売者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b>	Aコープ(店舗)	71
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入野菜の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA(店舗)	39
	直販所	1

※提出された意見表明のうち、販売が確認できなかった者として、JA(店舗)8件の意見の提出があった。  
(集計表においては「その他」に計上)

### 3 消費者(含む団体)

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> 埼玉県の主要野菜であるねぎについて、平成10年以降輸入が急増し、出荷時期も県産と重なり、価格も半値で出荷されているため、県産ねぎの価格を大幅に下げている。消費者団体としても、国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。	消費者団体連絡会(県)	1
<b>セーフガードを発動すべき</b> ①輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車。②これは農業経営安定化と活性化の下に農業後継者の育成を図ろうと産直運動などを推進している生協の取り組みにも逆行。③食品の輸入に係わる行政などの安全性チェック体制が充分とはいえない現状で、無秩序な輸入がつづくことは、食品の品質・安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いがかなえられないこととなる。	生活協同組合(県)	1
<b>セーフガードを発動すべき</b> 消費者の最も大きな要求は「食やくらしの安全・安心」である。このままでは、私たち、消費者が求める安全で安心できる国産野菜を消費することが不可能となってしまう。	生活協同組合(県)	3
<b>発動要件を満たせば、発動は基本的には問題ないが、確定措置の発動は避ける方針で中国との外交交渉に力を注ぐべき。</b> 一般セーフガードはGATT第19条、セーフガード協定によって認められている措置である。したがって、発動要件を満たせば、基本的に問題はなく、強いて反対するものではない。	全国消費者団体連絡会	1
セーフガードは暫定的措置であるにもかかわらず、今回の発動に当たってはそれが目的のように扱われていた。国内における政策の検討こそが先行されるべきであった。		

中国との交渉は十分に行われたのであろうか。確定措置の発動は避ける方針で外交交渉に力を注ぐべきである。

食料自給及び国内産業の擁護という意味では、セーフガードはやむを得ない

国家的立場からは自給は当然考慮する必要があるが、企業の営利を目的とした他国への働きかけによる輸入過剰から他国との軋轢を呼ぶこと必至のセーフガードを発動せざるを得ないとしたら、そうした企業に責任はないのか。単に自国内の自給だと自国内産業の擁護という意味では、セーフガードやむなしというところ。農産物に関しては自給を阻害し、他国の人々にあらぬ期待を持たせるような経済活動はあってはならない。

消費科学連合会

1

#### 4 その他

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> ねぎの輸入増大による国産ねぎの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続ければ、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産ねぎを生産することは不可能。	労農市民会議(県)	1

■は再意見表明のもの

## (2) 生しいたけ

### 1 生産者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> 生しいたけの輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会	1 1
<b>セーフガードを発動すべき</b> 生しいたけの輸入増大による国産生しいたけの暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、農業を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産野菜を生産することは不可能。	農業協同組合(地域) 生産者個人 森林組合(地域)	57 173 3
<b>セーフガードを発動すべき</b> 農業経営安定のため、水稻単作経営から生しいたけとの複合経営への転換を推進してきたところ、輸入急増による国産生しいたけ価格の暴落のため農業経営は限界。	農業協同組合(地域)	1
<b>セーフガードを発動すべき</b> しいたけ栽培の原料は、クヌギ林などの広葉樹であり、クヌギ原木は伐採しても適正な管理を施せば再生可能な原木として維持することができる。しいたけ栽培に安心して取り組むことができれば、森林の保全はもとより水源かん養・国土保全につながる。	生産者個人 森林組合(地域) 椎茸出荷組合(地域) 特用林産協会(地域)	3 1 1 1
<b>セーフガードを発動すべき</b> 中山間地域における重要な農林産物であるしいたけの生産減少は、地域の農林業振興に深刻な影響を与える。国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。	生産者個人 農業協同組合(地域) (社)特用林産振興会(地域)	14 2 1

### 2 輸出国側生産者、輸出業者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードの発動に賛成であるが、関税割当方式については異議あり</b> 日本のみならず、中国でもシイタケは大暴落しており、産地も立ち行かない状態。発動を機会に好転していくものと期待。しかしながら、このような事態の原因は日本の商社の「行きすぎた商行為」にある。現行の暫定措置で行った関税割当の方式は商社の既得権益を保護するもの。本措置の場合においては、生産者の自主販売権を確立すべき。	中国の生産者、輸出者、輸入者(連名)	1

### 3 販売者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> 安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入野菜の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	Aコープ(店舗) JA(店舗) 直販所	73 36 1
※提出された意見表明のうち、販売が確認できなかった者として、JA(店舗)10件の意見の提出があった。 (集計表においては「その他」に計上)		

### 4 消費者(含む団体)

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> 生しいたけは、年々輸入量が増加し、出荷時期も重なり、価格が県産の4割で出荷しているため、県産生しいたけの価格を大幅に下げる要因となっている。消費者団体としても、国内自給率の向上、食料の安全保証の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。	消費者団体連絡会(県)	1
<b>セーフガードを発動すべき</b> ①輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再び生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車。②これは農業経営安定化と活性化の下に農業後継者の育成を図ろうと産直運動などを推進している生協の取り組みにも逆行。③食品の輸入に係わる行政などの安全性チェック体制が充分とはいえない現状で、無秩序な輸入がつづくことは、食品の品質・安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いがかなえられないこととなる。	生活協同組合(県)	1
<b>セーフガードを発動すべき</b> 消費者の最も大きな要求は「食やくらしの安全・安心」である。このままでは、私たち、消費者が求める安全で安心できる国産野菜を消費することが不可能となってしまう。	生活協同組合(県) 消費者個人	3 71

発動要件を満たせば、発動は基本的には問題ないが、確定措置の発動は避ける方針で中国との外交交渉に力を注ぐべき	全国消費者団体連絡会	1
一般セーフガードはGATT第19条、セーフガード協定によって認められる措置である。したがって、発動要件を満たせば、基本的に問題はなく、強いて反対するものではない。 セーフガードは暫定的措置であるにもかかわらず、今回の発動に当たってはそれが目的のように扱われていた。国内における政策の検討こそが先行されるべきであった。 中国との交渉は十分に行われたのであろうか。確定措置の発動は避ける方針で外交交渉に力を注ぐべきである。		
食料自給及び国内産業の擁護という意味では、セーフガードはやむを得ない	消費科学連合会	1
国家的立場からは自給は当然考慮する必要があるが、企業の営利を目的とした他国への働きかけによる輸入過剰から他国との軋轢を呼ぶこと必至のセーフガードを発動せざるを得ないとしたら、そうした企業に責任はないのか。単に自国内の自給だと自国内産業の擁護という意味では、セーフガードやむなしというところ。農産物に関しては自給を阻害し、他国の人々にあらぬ期待を持たせるような経済活動はあってはならない。		
<b>セーフガードを発動すべき</b>		
国内自給率の向上、食料の安全保障の確保、農業の多面的機能の維持を図るために、セーフガードは必要。しいたけ産業は山の荒廃を防ぎ保全に一役かっている。	消費者個人	21
生産者は、高齢化・後継者不足のなか、大変な努力をしている。輸入品の急増により、価格が暴落すれば、再生産が不可能となる。	消費者個人	2
日本の土台を支えている農家の方々が苦しんでいる。農家を見放しては日本という国が土台から崩れる。農家に立て直しを図る時間とチャンスを与えるべき。国内生産を拡大するためには、採算ラインまで高める必要がある。	消費者個人	4
ただ安価であるとか、商業的利点のみで安易に輸入することは不安であること、食料品の自給率は確保すべきであることから、セーフガードは必要。	消費者個人	2
自国で生産できるにもかかわらず、商社の考え方方が、値段のみに走ることにより、生産者の生産意欲を削ぎ、我々消費者が自国の食料を口に出来ない方向に向かうのは容認できない。	消費者個人	2
輸入増大による野菜価格の暴落は農産物の再生産を困難にし、食料自給率の低下に拍車をかける。	消費者個人	3
農業経営安定化・活性化の元に農業後継者の育成を図ろうとする農業基本法、政策に逆行している。		
食品の輸入にかかる行政などの安全性の管理とその予防措置の徹底を望む消費者の願いが適えられなくなる。		
生しいたけ生産者を中心とした中山間地域の人々は、その活動を通じて森林及び国土の保全に大きな役割を果たしており、中山間地域の衰退はこれらに大きな影響を及ぼす。中山間地域における重要な農林産物である生しいたけの生産減少は、地域の農林業振興に深刻な影響を与える。	消費者個人	11
中国は土壤もやせており、生しいたけ用原木の伐採により、森林資源が枯渇してきていると聞く。中国の国土保全のためにも、営利のみを追及した過度な生しいたけ栽培にブレーキをかけてほしい。	消費者個人	1

## 5 その他

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b>	労農市民会議(県)	1

■は再意見表明のもの

### (3) 署表

#### 1 生産者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべき</b> 畠表の輸入増大によって、国内生産者は甚大な損害を被っており、多くの消費者が望む安全で安心な農産物の安定供給が困難となるだけでなく、多面的機能を有する農業の存立自体を危うくさせる事態となっている。	全国農業協同組合中央会 全国農業協同組合連合会	1 1
<b>セーフガードを発動すべき</b> 畠表の輸入増大による国産畠表の暴落は明白であり、価格低迷により生産農家の経営は急激に悪化し、無秩序な輸入がこれ以上続けば、い業経営を続けることはできない状況。このままでは、消費者が求める国産品を生産することは不可能。	農業協同組合(地域) 生産者個人	3 1,470
<b>七島いはセーフガードの対象から除外すべき</b> 七島いについては、新規就農者・七島いへの復帰及び面積の拡大に取り組んできたが、夏季の肉体労働に対する疲労と高齢により、限界。消費者の需要に応じるために中国の栽培を了承。国産七島いは輸入品と共に。七島いは国産いぐさ畠表より価格も高く、マーケットが異なる。	農業協同組合(地域)	1
<b>輸入者の意見に対する反論</b> 近年の輸入量については、政府の貿易統計から見ても年々増加しているのは明らかである。 農家の減少については若干層も減少しており、高年齢化が要因ではない。農家アンケートから見て需要を上回る大幅な輸入増加による価格低迷が作付け面積・農家数減少の要因であることは明白。 暫定措置期間中でも、過去3年間の平均輸入数量の一般税率による輸入が可能であり、国内産の供給を加えれば、供給不足とはならない。 国産卸売価格は、産地において厳密に調査された数値であり、輸入品価格も貿易統計により算出されたもので正確である。 暫定措置における関税割当枠は、過去の輸入実績から算出された数量であり、妥当である。	い業生産販売振興協会(県) 同構成員	4,254

#### 2 輸入業者

内容	提出者	件数
<b>セーフガードを発動すべきではない(根拠データに疑問)</b> 平成11年9月まで、税関における分類が不明確であり、敷物の統計細分に畠表が混在している。この状態での貿易統計に基づく「輸入急増の事実及びこれによる本邦の産業に与える重大な損害等の事実」につき十分な証拠になり得るか否か、再調査すべき。	日中畠表友好協会	1
<b>セーフガードを発動すべきではない</b> 近年の輸入量は、過去最大ではなく、輸入金額も過去最大でも最小でもないこと、平均輸入単価も過去最小ではない。 いぐさの作付面積の減少といぐさ生産農家の減少は農家自体の高齢化及び畠表の需要減少に起因するものが主たる原因である。 畠表離れ及び景気の後退による畠替えの減少による畠表の需要の減少、低価格指向による原因により、卸売価格は急落している。 輸入規制がされれば、早急に製品の供給不足に陥り、市場に大きな混乱を招き国民生活に大きな支障をきたす。 コストダウンをしない、製品の広告宣伝活動をしない国内の畠表メーカーのつけをなぜ消費者が払う必要があるのか。	輸入業者	2
<b>暫定措置の関税率、関税割当枠について異議あり</b> 関税率の設定に使用された国産卸売価格及び輸入品価格が妥当ではないのではないか。 関税割当枠は少なすぎるのではないか。暫定期間に内に作付け時期のない状況で、国内産を今期に間に合わせられないと考えられ、国内産での調達はできないのではないか。その不足分約1,000万枚はどこから調達するのか。	輸入業者	1
<b>セーフガードを発動すべきではない(暫定の関税割当枠は修正すべき)</b> 現在、輸入実績の再確認が行われており、これにより根拠データの修正が行われれば、セーフガード発動の十分な証拠(輸入の増加)があるか疑問である。 暫定措置の関税割当枠についても、輸入量の再確認の結果に基づくべき。 国産畠表の価格低迷は、輸入急増並びに無秩序な輸入によるものではなく、個人消費の低迷及び畠離れによる需要減退、景気後退による畠発注業者のコストダウン要請によるものと考えられる。	輸入業者	60

メーカー等消費者の求める畳表は、市場により国産か中国製かに分かれている（国産では補うことはできない）。	輸入業者	1
畳の価格は畳と畳との競争ではなく、他の床材との競争であり、セーフガードが原因で（価格が高くなり）畳市場が急激に減少することもあり得る。そうなると国産も中国産も市場を同時に失ってしまう。	輸入業者	1
現在、輸入実績の再確認が行われており、これにより根拠データの修正が行われれば、セーフガード発動の十分な証拠（輸入の増加）があるか疑問である。	輸入業者	1
畳表の価格低迷に対しては生産者が日本でしかできない商品を開発する努力をすべきであって、セーフガードで生産量が伸びるわけではない。	輸入業者	1
上敷加工業者は、輸入時に材料の輸入が畳表とみなされるため、甚大なる影響を受け消滅せざるを得ない。	輸入業者	1
セーフガードを発動すべきではない・敷物用途のものはセーフガードから外すべきである（暫定の関税割当枠は修正すべき）	平成い草研究会	1
花ござや上敷用双目の半製品が今回の措置の対象となっているが、日本農林規格（JAS）や岡山県の条例では、これらのものは含まれていない。これらの製品は主に中国を供給基地とし、多くの加工を日本で行い、消費者に渡っている。今回の措置で、多くの関係者が被害をこうむっている。	平成い草研究会	1

### 3 輸出国側生産者、輸出業者

セーフガードを発動すべきではない	中国の輸出業者	34
中国においていぐさ製品を直接輸出している輸出業者は、入札方式により200社から、1999年には、30社に減少している。	中国の輸出業者	34
中国のいぐさの植付け面積は年毎に減少している。	中国の輸出業者	34
中国側はいぐさ製品に対して入札という方法で数量制限を行っており、入札数量、3万トンというのは、いぐさ製品に対する日本の需要に合致すると考えている。	中国の輸出業者	34
セーフガードを発動すべきではない	中国の生産者団体（地域）	1
中国のいぐさの植付け面積は年毎に減少している。中日各方面の反応では、今年の供給数量はバランスが取れないと考えられている。	中国の生産者団体（地域）	1
資金が必要な時期である。セーフガードが発動されると畳表が販売できなくなり、借金は必至で、従業員に給料も払えなくなる。	中国の生産者団体（地域）	1
セーフガードを発動すべきではない	中国の生産者団体（地域）	2
日本の同業者と数十年の共同努力した結果、現在中国産畳表は品質が向上し、日本市場と国民を満足させている。	中国の生産者団体（地域）	2
ここ数年、日本市場の需要が大幅に減少してきて、供給過剰の現象が出てきたことから、県として代表団を創設し、民間情報交流関係を設けているので、今年の供給数量はバランスが取れないと考えられている。セーフガードは、両国の民間クラスの交流プロセスに影響している。加えて、中国政府は（い草の）植付けと（畳表の）輸出数量は控えており、中国市場の需要も拡大している。	中国の生産者団体（地域）	2

### 4 販売者等

内容	提出者	件数
セーフガードを発動すべき	Aコープ（店舗）	2
安全、安心な国産食料等を将来にわたって安定的に供給することが重要と考える。輸入品の急増により、将来的に消費者が求める国産農産物等の確保が危惧される状況。	JA（店舗）	3
セーフガードを発動すべきではない	全日本畳組合連合会	1
畳表の輸入量が国内消費量の7割を占める現状において、1枚につき、300円以上の高騰は、畳を加工・製造するものにとって極めて深刻な問題である。零細な畳店は、即座に畳の販売価格に上乗せできず、大きな被害を受けている。	全日本畳組合連合会	1
セーフガードは本来畳表のみへの対応と理解していたが、実際はイ草製品（上敷き、花ござ）全般の輸入量の平均を簡単にオーバーしてしまったのが現状であり不合理。	畳販売業者	873
セーフガードを発動すべきではない	畳販売業者	873
国産畳表の価格低迷は、輸入急増並びに無秩序な輸入によるものではなく、個人消費の低迷及び畳離れによる需要減退、景気後退による畳発注業者のコストダウン要請によるものと考えられる。セーフガードによる畳表の価格上昇を畳販売価格に転嫁することは非常に厳しく、畳販売業者の経営を圧迫する。需要とかけはなれた枠の設定は、需給関係を壊すこととなる。敷物の原料も畳表に含まれ、セーフガードの対象とされたため、敷物加工も激減すると思われる。	畳販売業者 畳表販売業者 畳表販売業者の従業員 いぐさ製品販売業者	849 13

<b>セーフガードを発動すべきではない</b> 一般家庭の置替え等の需要は減少しつつある。最近のデフレ傾向のなかで、置だけ価格が上がることになれば、ますます畳離れが進み、商業活動が立ち行かない。(特にアパート関係の工事は、敷金の範囲で済ませるため、価格の安い中国産しか使用することができない。)	畳店従業員 住宅リフォーム会社	38 1
<b>セーフガードを発動すべきではない</b> 需要に応えるには、中国からの輸入に頼らざるを得ない。产地はどれだけの生産性の向上・販売拡張の努力をしているのか。国産と中国産は棲み分けをすべきである。	畳販売業者	72
平成11年9月まで、税関における分類が不明確であり、敷物の統計細分に畳表が混在している。畳表の輸入量が倍増して見えるのは、平成11年9月に関税分類がはっきりしたためである。	畳販売業者	60
い草の作付面積の減少は農家自体の高齢化と住宅構造の変革による畳の部屋の減少が理由である。輸入増大ばかりが理由ではない。	畳販売業者	1
<b>セーフガードを発動すべきではない</b> 中国では、い草農家と畳表を作る工場との分業化が進み、現在の(日本の)家内製手工業的な畳表の製造と比べ物にならず、中国が畳表最大の产地ということは変えようもない現実。JAや経済連により保護され時流の流れに乗れなかったつけを消費者や畳工事店等に向けるのではなく、農家は、自己変革を起こし、マーケットが求めているものをタイムリーに届けるような体制作りをするべき。	畳工事店	1
<b>セーフガードを発動すべきではない・敷物用途のものはセーフガードから外すべきである</b> 敷物原料を畳表のセーフガードの対象とされたため、敷物販売業者は少ない関税割当枠を使い果たし、高価格の原料を使用せざるを得なくなっている。畳表業界ではなく、国内生産者への影響がほとんどない敷物業界において、このような悪影響があるのはおかしい。	敷物販売業者 敷物加工業者	115
<b>セーフガードの課税方式は従価税方式にするべき</b> 畳表は商品の種類も多く、農産品のため一品種一枚ごとに重量が異なり、インボイスの重量も実測でないため、1枚に相当する関税額を計算することができない。また、(畳表の等級を見極めるために必要である)耳毛をカットして輸入する業者もでて国内販売業者を混乱させる。	畳表販売業者	12

※ 提出された意見表明のうち、販売が確認できなかつた者として、Aコープ(店舗)68件、JA(店舗)43件、直販所1件、その他に生活協同組合(県)から2件の意見の提出があつた。(集計表においては「その他」に計上)

## 5 消費者団体

内容	提出者	件数
<b>発動要件を満たせば、発動は基本的には問題ないが、確定措置の発動は避ける方針で中国との外交交渉に力を注ぐべき</b> 一般セーフガードはGATT第19条、セーフガード協定によって認められている措置である。したがって、発動要件を満たせば、基本的に問題はなく、強いて反対するものではない。 セーフガードは暫定的措置であるにもかかわらず、今回の発動に当たってはそれが目的のように扱われていた。国内における政策の検討こそが先行されるべきであった。 中国との交渉は十分に行われたのであろうか。確定措置の発動は避ける方針で外交交渉に力を注ぐべきである。	全国消費者団体連絡会	1
<b>食料自給及び国内産業の擁護という意味では、セーフガードはやむを得ない</b> 国家的立場からは自給は当然考慮する必要があるが、企業の営利を目的とした他国への働きかけによる輸入過剰から他国との軋轢を呼ぶこと必至のセーフガードを発動せざるを得ないとしたら、そうした企業に責任はないのか。単に自国内の自給だとか自国内産業の擁護という意味では、セーフガードやむなしというところ。農産物に関しては自給を阻害し、他国の人々にあらぬ期待を持たせるような経済活動はあってはならない。	消費科学連合会	1

[ ] は再意見表明のもの